



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *13 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)..... 1
- *14 公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 2
- *15 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 2
- *16 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)..... 2
- *17 和歌山県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則 (")..... 3
- *18 和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 3
- *19 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)..... 4
- *20 貸金業法施行細則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課)..... 4

○ 教育委員会規則

- *2 和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 5
- *3 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則 5
- *4 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 6
- *5 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 7

○ 告示

- *302 家畜診療検査等手数料 (畜産課)..... 8

○ 監査委員告示

- *1 和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程(昭和63年和歌山県監査委員告示第1号)の一部改正 8

○ 会計管理者訓令

- *1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 9

規 則

和歌山県規則第13号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年和歌山県規則第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表及び公衆の縦覧) 第3条 略 2 条例第2条第5項の公衆の縦覧は、和歌山県	(公表及び公衆の縦覧) 第3条 略 2 条例第2条第5項の公衆の縦覧は、和歌山県

環境生活部生活局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターにおいて行うものとする。

環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターにおいて行うものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第14号

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則（平成26年和歌山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（閲覧又は謄写の場所） 第3条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第39条第1項に規定する知事が定める場所（以下「閲覧所」という。）は、環境生活部生活局県民生活課とする。</p>	<p>（閲覧又は謄写の場所） 第3条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第39条第1項に規定する知事が定める場所（以下「閲覧所」という。）は、環境生活部県民局県民生活課とする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第15号

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則（平成26年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（閲覧所） 第3条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）第45条第1項に規定する閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、環境生活部生活局県民生活課に置く。</p>	<p>（閲覧所） 第3条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）第45条第1項に規定する閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、環境生活部県民局県民生活課に置く。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第16号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則
 和歌山県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（立入調査員の指定等） 第20条 条例第31条第1項に規定する立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。 (1) <u>共生社会推進部こども家庭局こども支援課の職員</u> (2) 振興局地域づくり部総務県民課の職員 (3) <u>中央児童相談所及び紀南児童相談所の職員</u> (4)～(8) 略 2 略	（立入調査員の指定等） 第20条 条例第31条第1項に規定する立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。 (1) <u>環境生活部県民局青少年・男女共同参画課の職員</u> (2) 振興局地域振興部総務県民課の職員 (3) <u>子ども・女性・障害者相談センター及び紀南児童相談所の職員</u> (4)～(8) 略 2 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第17号

和歌山県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則
 和歌山県男女共同参画審議会規則（平成14年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（庶務） 第7条 審議会の庶務は、 <u>共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課</u> において行う。	（庶務） 第7条 審議会の庶務は、 <u>環境生活部県民局青少年・男女共同参画課</u> において行う。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第18号

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
 和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則（平成21年和歌山県規則第66号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>和歌山県ジェンダー平等推進センター設置及び管理条例施行規則</u> （目的）	<u>和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則</u> （目的）

第1条 この規則は、和歌山県ジェンダー平等推進センター設置及び管理条例（平成18年和歌山県条例第28号）第4条の規定に基づき、和歌山県ジェンダー平等推進センター（以下「センター」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第1条 この規則は、和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例（平成18年和歌山県条例第28号）第4条の規定に基づき、和歌山県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県社会福祉審議会規則（平成12年和歌山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前											
（部会） 第9条 略 2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。		（部会） 第9条 略 2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。											
<table border="1"> <tr> <td>文化財部会</td> <td>1 児童福祉法（昭和22年法律164号）第8条第9項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又は勧告に関する事項 2 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権利擁護部会</td> <td><u>児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の権利の擁護に関する事項</u></td> </tr> </table>	文化財部会	1 児童福祉法（昭和22年法律164号）第8条第9項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又は勧告に関する事項 2 略	略		権利擁護部会	<u>児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の権利の擁護に関する事項</u>	<table border="1"> <tr> <td>文化財部会</td> <td>1 児童福祉法（昭和22年法律164号）第8条第8項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又は勧告に関する事項 2 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	文化財部会	1 児童福祉法（昭和22年法律164号）第8条第8項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又は勧告に関する事項 2 略	略		3 略	3 略
文化財部会	1 児童福祉法（昭和22年法律164号）第8条第9項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又は勧告に関する事項 2 略												
略													
権利擁護部会	<u>児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の権利の擁護に関する事項</u>												
文化財部会	1 児童福祉法（昭和22年法律164号）第8条第8項に規定する芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又は勧告に関する事項 2 略												
略													
（庶務） 第12条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。ただし、児童福祉専門分科会に係るもの（心身障害児部会及び母子保健部会に係るものを除く。）については、 <u>共生社会推進部</u> において処理する。		（庶務） 第12条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。ただし、児童福祉専門分科会文化財部会に係るものについては、 <u>環境生活部</u> において処理する。											

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の表の改正規定（同表文化財部会の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第20号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則（昭和58年和歌山県規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸金業者登録簿の閲覧) 第4条 法第9条の規定による貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧は、<u>商工労働部商工労働政策局商工企画課</u>の所定の場所（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。</p>	<p>(貸金業者登録簿の閲覧) 第4条 法第9条の規定による貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧は、<u>商工観光労働部商工労働政策局商工観光労働総務課</u>の所定の場所（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務職員</td> <td style="text-align: center;">事務長 事務長補佐 <u>主任</u> <u>副主任</u> <u>主査</u> <u>副主査</u> <u>主事</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職名	事務職員	事務長 事務長補佐 <u>主任</u> <u>副主任</u> <u>主査</u> <u>副主査</u> <u>主事</u>	略	略	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事務職員</td> <td style="text-align: center;">事務長 事務長補佐 <u>主任</u> <u>主査</u> <u>副主査</u> <u>主事</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職名	事務職員	事務長 事務長補佐 <u>主任</u> <u>主査</u> <u>副主査</u> <u>主事</u>	略	略
職員の区分	職名												
事務職員	事務長 事務長補佐 <u>主任</u> <u>副主任</u> <u>主査</u> <u>副主査</u> <u>主事</u>												
略	略												
職員の区分	職名												
事務職員	事務長 事務長補佐 <u>主任</u> <u>主査</u> <u>副主査</u> <u>主事</u>												
略	略												

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務長等) 第20条 略 2・3 略 4 学校に事務長補佐、<u>主任</u>、<u>副主任</u>及び主査を置くことができる。 5 事務長補佐、<u>主任</u>、<u>副主任</u>及び主査は、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。</p>	<p>(事務長等) 第20条 略 2・3 略 4 学校に事務長補佐、<u>主任</u>及び主査を置くことができる。 5 事務長補佐、<u>主任</u>及び主査は、校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。</p>

6 略 7 主任、副主任及び主査は、上司の命を受け、会計その他の事務に従事するほか特に指定された事務を処理する。	6 略 7 主任及び主査は、上司の命を受け、会計その他の事務に従事するほか特に指定された事務を処理する。
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(組織)</p> <p>第2条 教育庁に、次の表の左欄に掲げる局を置き、当該局に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">局名</th> <th style="width: 80%;">課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習局</td> <td style="text-align: center;">生涯学習課 文化遺産課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(生涯学習局各課の所掌事務)</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 削除</p>	局名	課名	略	略	生涯学習局	生涯学習課 文化遺産課	略	略	<p>(組織)</p> <p>第2条 教育庁に、次の表の左欄に掲げる局を置き、当該局に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">局名</th> <th style="width: 80%;">課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習局</td> <td style="text-align: center;">生涯学習課 スポーツ課 文化遺産課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(生涯学習局各課の所掌事務)</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 <u>スポーツ課は、生涯スポーツの環境を整備し、及び競技スポーツの競技力の向上を行い、スポーツの振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>スポーツの振興に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。</u> (2) <u>社会体育施設の整備に関すること。</u> (3) <u>競技水準の向上に関すること。</u> (4) <u>スポーツ関係団体に関すること。</u> (5) <u>生涯スポーツの振興に関すること。</u> (6) <u>和歌山県スポーツ推進計画に関すること。</u> (7) <u>和歌山県スポーツ推進審議会に関すること。</u> (8) <u>スポーツキャンプの誘致に関すること。</u> (9) <u>和歌山県スポーツ賞に関すること。</u> (10) <u>和歌山県立体育館に関すること。</u> (11) <u>和歌山県立武道館に関すること。</u> (12) <u>県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブに関すること。</u> (13) <u>公立学校における学校体育に関すること。</u> (14) <u>全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会の開催に関すること。</u> (15) <u>ワールドマスターズゲームズに関すること。</u> 	局名	課名	略	略	生涯学習局	生涯学習課 スポーツ課 文化遺産課	略	略
局名	課名																
略	略																
生涯学習局	生涯学習課 文化遺産課																
略	略																
局名	課名																
略	略																
生涯学習局	生涯学習課 スポーツ課 文化遺産課																
略	略																

第8条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第9条～第10条 略

第11条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の健康で安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(ii) 略

(12) 公立学校における学校体育に関すること。

(13) 令和8年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。

(14) 略

(教育企画員等)

第19条 課に、教育企画員、主幹、総括人事主事、総括指導主事、総括社会教育主事、専門員、主任人事主事、人事主事、政策推進員、教育相談主事、主任、副主任及び主査（以下「教育企画員等」という。）を必要に応じて置く。

2 略

(16) その他任務の達成に必要なこと。

第8条 略

(学校教育局各課の所掌事務)

第9条～第10条 略

第11条 教育支援課は、公立学校における児童・生徒の健康で安全な生活のために必要な習慣を養うとともに心身の調和的発達を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(ii) 略

(12) 略

(教育企画員等)

第19条 課に、教育企画員、主幹、総括人事主事、総括指導主事、総括社会教育主事、専門員、主任人事主事、人事主事、政策推進員、教育相談主事、主任及び主査（以下「教育企画員等」という。）を必要に応じて置く。

2 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第1条、第3条、第9条関係）					別表（第1条、第3条、第9条関係）				
附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課	附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
略					略				
和歌山県教職員健康審査会	略	略	略	略	和歌山県教職員健康審査会	略	略	略	略
					和歌山県スポーツ賞選考委員会	15人以内	学識経験を有する者	1年以内	スポーツ課
					和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会	10人以内	学識経験を有する者	1年以内	スポーツ課

					和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	3人以内	学識経歴を有する者	1年以内	スポーツ課
略					略				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第302号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第12項第2号括弧書の規定により、家畜診療検査等手数料を次のように定め、令和6年4月1日から適用する。

令和元年和歌山県告示第508号（家畜診療検査等手数料）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

検査手数料

妊娠検査 273点

生殖器機能検査 190点

精虫検査 143点

牛結核病検査 250点

牛ブルセラ病検査 274点

牛ヨーネ病検査 274点

注射手数料（医薬品を含まない場合）

大家畜 72点

中家畜 72点

小家畜 2点

家畜管理支援手数料

去勢 牛 347点

豚 164点

除角 牛 347点

鼻環装着（鼻環を含まない。） 119点

文書料

指示書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項において読み替えて適用する同法第49条第1項の規定に基づくものに限る。）、指導書又は証明書 30点

1点の価額

平成30年農林水産省告示第2155号に規定する1点の価額に準ずる。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県代表監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和63年和歌山県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(職制等) 第4条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">職</td> <td>職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副主任</td> <td><u>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>3 課長、副課長、総括調査員、調査員、班長、<u>主任、副主任</u>、主査、副主査及び主事は、書記をもって充てる。</p>	職	職務	略		主任	略	副主任	<u>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。</u>	略		<p>(職制等) 第4条 略 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、課に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">職</td> <td>職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>3 課長、副課長、総括調査員、調査員、班長、<u>主任</u>、主査、副主査及び主事は、書記をもって充てる。</p>	職	職務	略		主任	略	略	
職	職務																		
略																			
主任	略																		
副主任	<u>上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。</u>																		
略																			
職	職務																		
略																			
主任	略																		
略																			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県会計管理者 崎 山 秀 樹

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">保管させる出納員名</td> <td>目的</td> <td>交付限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>和歌山県税事務所の出納員</td> <td>略</td> <td><u>80,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>那賀振興局地域づくり部の出納員</td> <td>那賀振興局地域づくり部の現金の収納に際し必要なつ</td> <td>略</td> </tr> </table>	保管させる出納員名	目的	交付限度額	略			和歌山県税事務所の出納員	略	<u>80,000円</u>	略			那賀振興局地域づくり部の出納員	那賀振興局地域づくり部の現金の収納に際し必要なつ	略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">保管させる出納員名</td> <td>目的</td> <td>交付限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>和歌山県税事務所の出納員</td> <td>略</td> <td><u>60,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>那賀振興局地域振興部の出納員</td> <td>那賀振興局地域振興部の現金の収納に際し必要なつり</td> <td>略</td> </tr> </table>	保管させる出納員名	目的	交付限度額	略			和歌山県税事務所の出納員	略	<u>60,000円</u>	略			那賀振興局地域振興部の出納員	那賀振興局地域振興部の現金の収納に際し必要なつり	略
保管させる出納員名	目的	交付限度額																													
略																															
和歌山県税事務所の出納員	略	<u>80,000円</u>																													
略																															
那賀振興局地域づくり部の出納員	那賀振興局地域づくり部の現金の収納に際し必要なつ	略																													
保管させる出納員名	目的	交付限度額																													
略																															
和歌山県税事務所の出納員	略	<u>60,000円</u>																													
略																															
那賀振興局地域振興部の出納員	那賀振興局地域振興部の現金の収納に際し必要なつり	略																													

	り銭に充てるため。	
伊都振興局 地域づくり 部の出納員	伊都振興局地域づくり部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略	略	略
有田振興局 地域づくり 部の出納員	有田振興局地域づくり部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略	略	略
日高振興局 地域づくり 部の出納員	日高振興局地域づくり部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略	略	略
西牟婁振興局 地域づくり 部の出納員	西牟婁振興局地域づくり部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
東牟婁振興局 地域づくり 部の出納員	東牟婁振興局地域づくり部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略	略	略
障害児者サポートセンターの出納員	障害児者サポートセンターの現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略		

	銭に充てるため。	
伊都振興局 地域振興部 の出納員	伊都振興局地域振興部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略	略	略
有田振興局 地域振興部 の出納員	有田振興局地域振興部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略	略	略
日高振興局 地域振興部 の出納員	日高振興局地域振興部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略	略	略
西牟婁振興局 地域振興部 の出納員	西牟婁振興局地域振興部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
東牟婁振興局 地域振興部 の出納員	東牟婁振興局地域振興部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略	略	略
子ども・女性・障害者相談センターの出納員	子ども・女性・障害者相談センターの現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	略
略		

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。